

規 則

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八三

時間外勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―六三一）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を、「第四条第二項ただし書」の下に「若しくは第三項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。